主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人秋山賢三外103名の上告趣意のうち,公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(平成13年東京都条例96号による改正前のもの)5条1項,8条1項の規定違憲をいう点は,原審で何ら主張,判断を経ていない事項に関する違憲の主張であり,その余は,憲法違反,判例違反をいう点を含め,実質は事実誤認,単なる法令違反の主張であり,被告人本人の上告趣意は,事実誤認の主張であって,いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。

また、所論にかんがみ記録を精査しても、同法411条を適用すべきものとは認められない(被告人が本件犯行を行ったとした原判断は正当として是認できる。)。よって、同法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 藤井正雄 裁判官 町田 顯 裁判官 深澤武久 裁判官 横尾和子)